

# 入札公告（説明書）

平成 28 年 3 月 31 日  
東日本高速道路株式会社北海道支社  
支社長 川添 卓司

次のとおり、条件付一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が交付した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

## 第 1 基本事項（調達手続の概要）

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1-1．契約件名（工事名）    | 札樽自動車道 銭函 I C 改築工事  |
| 1-2．契約責任者        | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 川添 卓司   |
| 1-3．契約担当部署       | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課<br>（住所）〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号<br>（電話）011-896-5777 |
| 1-4．競争契約の方法      | 条件付一般競争入札   |
| 1-5．競争参加資格の確認    | 事前審査方式（通知型）   |
| 1-6．入札の方法        | 電子入札  |
| 1-7．落札者の決定方法     | 総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）  |
| 1-8．入札前価格交渉の有無   | 有   |
| 1-9．単価表の提出       | 必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと   |
| 1-10．単価協議        | 有 … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと  |
| 1-11．入札保証        | 不要  |
| 1-12．契約保証（履行ボンド） | 必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと   |
| 1-13．契約書の作成      | 必要 … 入札者に対する指示書[30]を参照のこと<br>なお、作成方法については、落札者と協議する  |
| 1-14．契約図書        |   |

(1) 本工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- |            |  |
|------------|--|
| 入札公告(説明書)  | 本書   |
| 標準契約書案     | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【土木工事契約書】を使用すること                |
| 入札者に対する指示書 | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【電子入札用】を使用すること                  |
| 共通仕様書      | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【土木工事共通仕様書（平成 27 年 7 月）】を使用すること |

特記仕様書	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>
その他契約(発注用)図面等	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>
金抜設計書	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>
競争参加資格確認申請書	本書の様式1のとおり
入札書	電子入札システムの様式のとおり
単価表	上記の金抜設計書により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
- ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 交付等）により交付するので、上記契約担当部署へその旨申し出ること。
- (5) 契約図書の交付期間 平成 28 年 3 月 31 日（木）から平成 28 年 4 月 28 日（木）まで  
 なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

## 第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

### 2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 北海道小樽市勝納町  
 至) 札幌市手稲区富丘 5 条 7 丁目
- (2) 工事内容 本工事は、札幌自動車道 銭函 IC において、平面 Y 型からトランペット型に改築を行うものである。
- (3) 工事概算数量
- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| ・切盛土工 | 約 60,000 m <sup>3</sup> |
| ・函渠工  | 2 基                     |
| ・のり面工 | 約 24,000 m <sup>2</sup> |
| ・用排水工 | 約 4,600m                |
| ・舗装工  | 約 20,000 m <sup>2</sup> |
| ・標識工  | 1 式                     |
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 900 日間

## 第 3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」（以下、「申請書」という。）を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「土木工事（等級 A）」に係る『平成 27・28 年度工事競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日

本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領に基づき、「地域1(北海道支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと。

- (5) 審査基準日において、警察当局からの排除要請がある者でないこと。
- (6) 平成17年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。  
ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事：下記a)及びb)を必要とする。

同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事	a) 道路において、切土工又は盛土工を実施した工事
	b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制(車線減少規制、片側交互通行規制)を実施した工事

また、記載した工事が、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

- イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事
- ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事
- (7) 平成25・26年度に完成したNEXCO 東日本の工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに(2年連続して)65点未満となる者でないこと。
- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。  
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。
- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - 2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者
- 本工事に係る設計業務等の業務名及び受注者  
《札幌自動車道 銭函IC改築詳細設計(株式会社横浜コンサルティングセンター)》
- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、に示す施工(調査等)管理業務の受注者、当該施工(調査等)管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に に示す施工(調査等)管理業務の受注者、当該施工(調査等)管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。  
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。
- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - 2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者
- 施工(調査等)管理業務の業務名及び受注者  
《保全点検業務等の実施に関する年度協定(平成28年度)土木施工管理業務  
(株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道)》

(10) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

#### 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

#### 【役員 の 定義】

- イ) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ロ) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ハ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

#### 【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人  
 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
 その他上記又はと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 入札者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

申請書（様式）	作成に係る留意事項と総合評価落札方式における評価方法
競争参加資格確認申請書 （様式1）	-
企業の施工実績 （様式2）	<p>記3-1(6)に示す「同種工事」の要件を満たす施工実績を記載すること            記載にあたっては、様式2に示す《記載上の注意事項》に従うこと            記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること</p> <p>なお、平成17年10月1日以降にNEXCO東日本において完成・引渡し完了した工事であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記1-3に示す契約担当部署を通じてNEXCO東日本に対し評定点合計を照会することができる。照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限5日前（行政機関の休日を含まない）までに持参、書留郵便又は信書便により提出すること。</p>

(2) 入札者は、申請書の作成に係る留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

### 3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 入札者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

申請期間 平成28年3月31日（木）から平成28年4月28日（木） 午後4時00分まで  
 申請場所 記1-3「契約担当部署」  
 申請方法 電子入札システム

申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

申請書類 記3-2により作成した「申請書」

(2) 入札者は、競争参加資格確認申請に係る留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

### 3-4．競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成28年5月11日(水)

(2) 「競争参加資格がない」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から7日(休日を含まない)以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる(様式9)。

(3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

### 3-5．資料の閲覧

(1) 入札者に対する指示書[7] に示す閲覧資料は次のとおりとする。

番号	資料名称等
1	札樽自動車道 銭函IC改築詳細設計 報告書

(2) 閲覧方法

閲覧期間 平成28年4月14日(木)から平成28年7月22日(金)までのうち、行政機関の休日を除く日の午前10時00分から午後4時00分まで

閲覧場所 NEXCO東日本 北海道支社

なお、閲覧を希望する競争参加希望者は、事前に記1-3「契約担当部署」に連絡し、その指示に従うこと。

## 第4 総合評価落札方式

### 4-1．総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式(技術提案評価型【施工体制確認型併用】)とは、下記 及び に示す技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

#### 技術提案等評価

上記3-4(競争参加資格の確認)において、競争参加資格があると認められた入札者から当社が示す設計図書に基づく標準案に対する技術提案書の提出を求め、その提案内容に基づき技術的な評価を行うもの。

#### 施工体制評価

入札者に対し品質確保の実効性及び施工体制確保の确实性を確認し、その確認内容について技術的な評価を行うもの。

なお、落札予定者の決定方法は、記7-3「落札予定者の決定」に示す。

### 4-2．技術評価の評価項目等

技術評価を行うため競争参加希望者に提出を求める技術提案書及び施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は30点とする。

(1) 技術提案書に関する技術提案評価点

評価項目		配点
技術提案	本線に近接して施工する狭小部盛土工に関する品質管理の留意点	各技術評価項目に対して提出された提案ごとに秀・優・良・可・評価無し・不採用で評価し、各技術評価項目に対する提案の評価点を合計し「2」で除した値をその技術評価項目の評点とする。
	本線に近接して施工する函渠工に関する安全管理の留意点	
技術評価点のうち技術提案評価点(満点)		20点

(2) 施工体制に関する施工体制評価点

評価項目	配点
品質確保の実効性	5点
施工体制確保の確実性	5点
技術評価点のうち施工体制評価点(満点)	10点

4-3. 技術提案書の作成

(1) 入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成に係る留意事項
技術提案書(1/2) (様式3-1)	必要事項を記載のうえ記名すること 記載にあたっては、様式3-1に示す《記載上の注意事項》に従うこと
技術提案書(2/2) (様式3-2)	<p>様式3-1で技術提案を「有り」とした技術評価項目に係る技術提案内容を記載すること 技術提案に係る評価方法は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案に対する技術評価及び技術評価点の付与の方法は、提案された技術提案を秀・優・良・可・評価無し・不採用の5段階で評価し、配点は下記のとおりとする <ul style="list-style-type: none"> <li>提案に具体性があり、数値的根拠や検討結果等による信頼性が認められ、かつその効果が特に優れた内容で「秀」と評価した場合は10.0点を付す。</li> <li>提案に具体性があり、数値的根拠や検討結果等による信頼性が認められ、かつその効果が優れた内容で「優」と評価した場合は7.5点を付す。</li> <li>提案に具体性や信頼性が認められ、かつその効果が優れた内容で「良」と評価した場合は5.0点を付す。</li> <li>提案の具体性が認められ「可」と評価した場合は2.5点を付す。</li> <li>提案の具体性が認められないもの、又は最低限の要求要件を満たすのみの提案は、技術提案がないものと同様に「評価無」とし0点を付す。</li> </ul> </li> <li>提案数は各技術評価項目ごとに2提案以内とする</li> <li>提案は、1施工内容で1提案とする。また、複数技術を組み合わせなければ効果が発揮できないなど、一体不可分の内容となっている場合は、1提案とみなす。ただし、以下の例のような提案は複数提案とみなす</li> </ul> <p>【提案例(複数提案と認められる例)】 コンクリート(材料に関するものを除く)の品質向上に関する提案 提案内容： の品質向上対策を実施する。 施工方法等： ・ を行う。 }                   ・ を行う。 }                   ・ を行う。 }</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、1提案内に複数提案がある。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>1提案に複数提案が認められた場合、他の提案より優位な評価とはしない</li> <li>記載する内容は、実施結果を監督員に報告するなど、履行確認が可能な内容とする。履行確認ができない内容を含む提案がなされた場合、その提案は「不採用」とする</li> <li>各技術評価項目の提案は、提案ごとに評価し、それぞれの評価点を合計し「2」で除した値をその技術評価項目の評価点とする。なお、算出した評価点は小数第4位を四捨五入とする</li> <li>過度なコスト負担を要する提案の取り扱い 本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。 高価な内容を採用することにより、設計図書等に定められた管理基準を大幅に超える対策を実施する提案 なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。</li> </ul>

#### 4-4. 技術提案書の提出

(1) 入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならない。

提出期限	平成 28 年 5 月 30 日（月） 午後 4 時 00 分まで
提出場所	記 1-3「契約担当部署」
提出方法	書留郵便又は信書便（提出期限までに必着のこと）
提出書類	技術提案書様式（3-1、3-2）正 1 部、副 1 部

#### 4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

(1) 技術提案を「有り」として技術提案書の提出を行ったすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容に係るヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。

(2) ヒアリングの実施日時は、平成 28 年 5 月 31 日（火）から平成 28 年 6 月 17 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。

(3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は改善技術提案書を提出するものとする。

提出期限	平成 28 年 6 月 28 日（火） 午後 4 時 00 分まで
提出場所	記 1-3「契約担当部署」
提出方法	書留郵便又は信書便（提出期限までに必着のこと）
提出書類	改善技術提案書様式（3-1、3-2）正 1 部、副 1 部

#### 4-6. 技術提案書の採否の確認等

(1) 契約責任者は、入札者から提出された技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 28 年 7 月 6 日（水）

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求に係る事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認のほか、採用するとした技術提案書の内容を次に示す基準に基づき評価する。なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価基準	評価
標準案と比して改善効果が極めて優良と認められ、具体的に提案の根拠が示されている場合	秀 10.0点
標準案と比して改善効果が優良と認められ、具体的に提案の根拠が示されている場合	優 7.5点
標準案と比して改善効果が良好と認められ、具体的に提案の根拠が示されている場合	良 5.0点
標準案と比して改善効果が認められ、具体的に提案の根拠が示されている場合	可 2.5点
標準案と比して同程度の提案である場合（標準案と同一の場合も含む）又は具体的に提案の根拠が示されていない場合	評価無し 0.0点
標準案と比して明らかに劣る提案で実行性が認められない場合	不採用

#### 4-7. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・确实性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき施工体制確認のためのヒアリング（施工体制確認ヒアリング）を実施する。

#### 4-8. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（平成 25 年 5 月 21 日。以下「低入札調査要領」という。）1-3 に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記 6-2. の開札の後、平成 28 年 7 月 28 日（木）午後 4 時 00 分までに申請書に記載された入札者の担当者宛て電子メール等により行う。

#### 4-9．施工体制確認資料の作成

記4-8により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入調査要領2-3-2(1)1)に規定する求める調査資料のうち、下表に示す様式を作成するものとする。

様式番号	資料名称
様式1	施工体制確認資料の提出について (留意事項) ①「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書き換えて作成すること ②「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除する ③「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は以下の内容に書き換えて作成すること
様式3-1	入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式3-2	現場管理費の内訳書
様式4	コスト縮減額調査
様式5	下請予定業者一覧表
様式6	配置予定技術者名簿
様式9-2	資材購入予定先一覧
様式10-2	機械リース元一覧
様式11-1	労務者の確保計画
様式11-2	工種別労務者配置計画
様式12-1	建設副産物の搬出地
様式12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式14-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)
様式14-2	品質確保体制(品質管理計画書)
様式14-3	品質確保体制(出来形管理計画書)
様式15-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
様式15-2	安全衛生管理体制(点検計画)
様式17	施工体制台帳

#### 4-10．施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を次のとおり提出するものとする。

資料の提出期限 平成28年8月2日(火)午後4時00分まで

資料の提出場所 記1-3「契約担当部署」

資料の提出方法 書留郵送、信書便、持参又は電子メール

なお、書留郵便又は信書便の場合は、提出期限の日までに必着のこと。

持参、電子メールの場合は、上記に示す提出期限までに必着のこと。

その他

施工体制確認資料は提出期限以後の修正及び再提出は認めない。

また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記4-12.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じない。

#### 4-11．施工体制確認ヒアリング

(1) 契約制限価格の範囲内で入札を行ったすべての入札者に対し、原則として、入札時に提出された単価表や施工体制確認資料に基づき施工体制確認ヒアリングを行うので、入札者はこれに応じなければならない。

(2) ヒアリング日時及び方法は、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。ヒアリングへの出席者は、資料の説明が可能な者を合わせ最大4名とする。

なお、ヒアリングに応じない場合は、当該者の施工体制は4-8.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じない。



#### 4-12. 施工体制確認の評価（施工体制評価）

(1) 契約責任者は、施工体制確認ヒアリングに基づき次に示す基準で施工体制評価を行う。

なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準	配点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合	5点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合	2点
	資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合など	不適
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合	5点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合	2点
	資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合など	不適

上記評価項目のいずれかに「不適」の評価がある場合、当該者が行った入札は無効とする。

(2) 施工体制評価の結果に応じて、次に示す算出式により技術評価点を算出するものとする。

（算出式）

$$\text{技術評価点} = \text{技術提案に関する技術評価点} \times (\text{施工体制評価点} / 10 \text{点}) + \text{施工体制評価点}$$

#### 4-13. 施工体制に関する評価を不適とした場合の取扱い

施工体制の評価において不適とされた場合は、当該入札者が行った入札を無効とするものとする。

ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じないものとする。

### 第5 机上説明に関する事項

#### 5-1. 机上説明の開催に関する事項

本工事では、技術提案書及び見積書の作成前に工事内容について十分な理解の上で、適切な技術提案書及び見積書を提出されることを目的に机上説明を以下のとおり実施する。

開催日時	平成 28 年 5 月 23 日(月)から平成 28 年 5 月 25 日(水) 日時については参加希望者との協議の上、平成 28 年 5 月 13 日(金)を目途に、別途通知するものとする。
開催場所	NEXCO 東日本 北海道支社 会議室
参加人数	1 者あたり 3 名までとする
その他	説明会は日本語のみで実施する。 説明会で出された質問に対する回答は、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に記載し閲覧に供する。

#### 5-2. 机上説明の参加に要する条件

記 3-4(1) に示す競争参加確認結果で有りとされた者であること。

#### 5-3. 机上説明の参加に必要な手続き

参加希望者は、次に示すとおり「机上説明参加申込書」の提出を行わなければならない。

申込期限	平成 28 年 4 月 28 日(木)午後 4 時 00 分まで
提出場所	記 1-3 「契約担当部署」
提出方法	書留郵便又は信書便（提出期限内に必着のこと）
提出書類	机上説明参加申込書（様式 4）

## 第6 入札前価格交渉方式

### 6-1. 入札前価格交渉方式の概要

本工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。

入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係わらず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

### 6-2. 当初見積書の提出

(1) 入札者は、次に示すとおり当初見積書の提出を行わなければならない。

提出期限	平成 28 年 5 月 30 日（月）午後 4 時 00 分まで
提出場所	記 1-3「契約担当部署」
提出方法	書留郵便又は信書便（提出期限までに必着のこと）
提出書類	見積書（様式 5-1、5-2、5-3）正 1 部、副 1 部、CD-R(PDF ファイル)1 枚

### 6-3. 見積書の内容に関する交渉

- (1) 当初見積書の提出期限以後、すべての入札者に対し、個別に、見積書の内容に係る交渉（ヒアリング）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) 入札前価格交渉は、平成 28 年 5 月 31 日（火）から平成 28 年 6 月 17 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時等については、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。
- (3) 入札者の交渉参加者は、本工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書（様式 5-1、5-2、5-3）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、最大 3 名までの参加を可能とする。  
ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、競争参加資格の取り消しを行う場合がある。
- (4) 交渉の回数は、すべての入札者と 1 回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて複数回とする。
- (5) 交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。

### 6-4. 最終見積書の提出

入札者は、上記(5)において合意された事項を反映させた「最終見積書」（様式 5-1、5-2、5-3）を提出しなければならない。なお、最終見積書は、当初見積書から変更が生じない場合も提出しなければならない。

最終見積書の提出方法は、記 6-2 に基づくものとし、提出期限は以下に示すとおりとする。

最終見積書提出期限 平成 28 年 6 月 28 日（火）午後 4 時 00 分まで

### 6-5. その他

- (1) 記 6-2 及び 6-4 に示す提出期限までに当初見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、本件における以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (2) 入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終見積書に記載された交渉対象項目ごとの金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終見積書に記載された交渉対象項目ごとの額を 1 項目でも超える場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (3) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (4) 当初見積書又は最終見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

## 第7 入札・開札・落札者予定者の決定

### 7-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

入札書	入札者に対する指示書[12]を参照のこと
単価表	入札者に対する指示書[13]を参照のこと 表紙は様式6のとおり
総合評価値通知書（経審）の写し 諸経費内訳書	入札者に対する指示書[14]を参照のこと 様式7のとおり（添付が無い場合は、入札を無効とするので注意 すること。）

### 7-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限	平成28年7月22日（金）午後4時00分まで
入札書の提出場所	記1-3「契約担当部署」
入札書の提出方法	電子入札システム 入札書提出時の添付書類（単価表、総合評価値通知書（経審）の写し及び諸 経費内訳書）の総容量が2MBを超える場合は、入札者に対する指示書[16]及 び[17]を参照のこと
開札執行日時	平成28年7月27日（水）午後2時00分
開札執行場所	記1-3「契約担当部署」
その他	

1) 入札者は、記4-6(1)の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。

なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものとし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

2) 入札者は、記6-4において提出した最終見積書に記載された交渉項目毎の金額について、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された交渉項目毎の金額を超える入札を行った事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

(2) 入札者は、入札及び開札に係る留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

### 7-3. 落札予定者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値（100点）＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点  
価格評価点（配点30点）… 次に示す算式により算定する。  
価格評価点（配点30点）＝ 式A×0.5 ＋ 式B×0.5

（式A）

$$\text{式A} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

イ) 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。

ロ) 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。

ハ) 小数第4位を切捨てとする。

（式B）

$$\text{式B} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

- イ)入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式Bの評価は「価格評価点の配点(配点+定数)」とする。
- ロ)定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40点とする。
- ハ)小数第4位を切捨てとする。

技術評価点(配点30点)... 記4-2.(1)及び記4-6.(3)に示す評価基準により算定する。

- (3) 入札者は、落札予定者の決定に係る留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

#### 7-4. 低入札価格調査

- (1) 本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

#### 7-5. 落札者の決定結果に対する説明請求

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定通知の翌日から7日(休日を含まない)以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる(様式10)。

## 第8 三者協議会

### 8-1. 三者協議会の実施方法

記2-1(5)に示す本工事における三者協議会の実施方法等を以下に示す。

- (1) NEXCO 東日本が、本工事の三者協議会への参加について設計者の同意を得た場合は、本工事の落札者である施工者は、NEXCO 東日本及び設計者と「三者協議会の開催に係わる協定書」を締結するものとする。

- (2) 三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要の都度開催する。

なお、開催にかかわる事務はNEXCO 東日本が行うものとする。

工事着手前に本工事の設計の理念及び意図を確認する場合

施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

その他、施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

- (3) 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO 東日本が負担する。

## 第9 その他

### 9-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 9-2. 質問の受付

- (1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 平成28年3月31日(木)から平成28年7月12日(火)まで

受付場所 記1-3「契約担当部署」

受付方法 質問書面(様式自由)を持参又は書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること

- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を含まない。)

回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約

情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載し閲覧に供する。

[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

### 9-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

### 9-4. 支払条件

(1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる  
ただし、請負代金額が NEXCO 東日本の契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。

(2) 部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる

### 9-5. 支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成 28 年度	10%
平成 29 年度	50%
平成 30 年度	40%

### 9-6. 火災保険等の付保

共通仕様書に定める「保険の付保」のとおりとする。

### 9-7. スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項（単品スライド）及び 6 項（インフレスライド）について適用する。

### 9-8. 契約後の技術資料及び技術提案の取扱い

(1) 本工事の受注者は、記 4-6(1)の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法について NEXCO 東日本と協議を行うこと。

(2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。

ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が記 4-6. で採用された技術提案（以下、「採用された技術提案という。」を下回らないと認められた場合は、この限りでない。

なお、この場合、変更された提案内容を採用する場合、土木工事共通仕様書「1-66 V E 提案に関する事項」は適用しない。

(3) 工事中において、採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書 18 条や 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。

(4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。

(5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。

(6) 採用し評価された次の技術提案等の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合、若しくは記 4-2.

(1)において加点の対象と評価された技術評価項目について、未履行の事実があると認められ、その内容が受注者の責による場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

1) 記 4-2(1)に示す技術提案

#### 9-9 . 配置技術者

契約締結後、特記仕様書「現場代理人等に関する事項」に記載の諸条件を満たす技術者を配置しなければならない。

#### 9-10 . 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社との出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付を受けていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

#### 9-11 . 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことはできない。  
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。  
当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。  
代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

#### 9-12 . 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

本工事は諸経費に含まれる内容のうち、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

以 上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
競争参加資格確認申請書様式			
様式 1	競争参加資格確認申請書	必要	平成 28 年 4 月 28 日（木）
様式 2	企業の施工実績	必要	
指示書様式 3-1	暴力団排除に関する誓約書	必要(注 1)	
指示書様式 3-2	暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧	必要(注 1)	
机上説明参加申込書様式			
様式 4	机上説明参加申込書	必要	平成 28 年 4 月 28 日（木）
技術提案書			
様式 3-1	技術提案書（ 1 / 2 ）	必要	技術提案書の提出期限 平成 28 年 5 月 30 日（月） 改善技術提案書の提出期限 平成 28 年 6 月 28 日（火）
様式 3-2	技術提案書（ 2 / 2 ）	必要	
入札前価格交渉			
様式 5-1	見積書の提出	必要	当初見積書の提出期限 平成 28 年 5 月 30 日（月） 最終見積書の提出期限 平成 28 年 6 月 28 日（火）
様式 5-2	見積書	必要	
様式 5-3	見積書（諸経費）	必要	
その他の様式			
様式 6	単価表の提出について	必要	入札公告を参照のこと
様式 7	諸経費内訳書	必要	
様式 8	単価協議後の単価表の提出について	必要（注 2）	
様式 9	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書	（注 3）	
様式 10	落札者の決定結果に対する説明請求書	（注 3）	
様式 11	再苦情申立書	（注 3）	

注 1 記載様式は、入札者に対する指示書を参照のうえ作成すること。

注 2 入札公告において、単価協議が「あり」とされている工事で、単価協議後に単価表を提出する際に作成する。

注 3 説明請求及び再苦情を申立てる場合に作成する。

競争参加資格確認申請書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

仕入先コード 1  
郵便番号  
住 所  
会社等名  
役 職 等  
氏 名 2 印  
担当者  
T E L  
F A X  
E-mail

平成 28 年 3 月 31 日付けで入札公告のありました札幌自動車道 銭函 I C 改築工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。  
なお、同条第 4 項第六号に関しては、入札者に対する指示書内の「暴力団排除に関する誓約書」により、排除要請等の対象法人でないことを証明します。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係のある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下、「受注者等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 施工実績（様式 2）
2. 暴力団排除に関する誓約書（指示書様式 3-1）
3. 暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧（指示書様式 3-2）

1:「仕入先コード」の欄には、有資格者名簿に記載の10桁のコード番号を記入してください。

2:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であれば構いません。



企業の施工実績

会社等名： \_\_\_\_\_

項目	同種工事	同種工事： a) 道路において、切土工又は盛土工を実施した工事 b) 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制、片側交互通行規制）を実施した工事 なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。																	
	工事名称等	<table border="1"> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>CORINS 登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td></td></tr> <tr><td>契約金額</td><td></td></tr> <tr><td>工期</td><td></td></tr> <tr><td>発注者名</td><td></td></tr> <tr><td>工事成績</td><td>00点</td></tr> <tr><td>受注形態等（ 1 ）</td><td>単体 / 共同企業体</td></tr> <tr><td>共同企業体の場合</td><td>協定方式（ 1 ）： 甲 / 乙 出資比率： 00%（ 建設 00% ）</td></tr> </table>	工事名		CORINS 登録番号		工事場所		契約金額		工期		発注者名		工事成績	00点	受注形態等（ 1 ）	単体 / 共同企業体	共同企業体の場合
工事名																			
CORINS 登録番号																			
工事場所																			
契約金額																			
工期																			
発注者名																			
工事成績	00点																		
受注形態等（ 1 ）	単体 / 共同企業体																		
共同企業体の場合	協定方式（ 1 ）： 甲 / 乙 出資比率： 00%（ 建設 00% ）																		
工事諸元等	工法・規模・寸法等	<p>[記載例] 工事諸元等は、施工実績が確認できる内容を記載すること。          道路種別：高速自動車道等          道路名：自動車道          同種工事： 工          施工内容： 工 m<sup>3</sup>          道路種別と車線規制：高速道路における 規制</p>																	

《補足事項》

1：該当するものを で囲むこと。

記載上の注意事項

代表的な施工実績を 1 件記載すること。なお、記載する施工実績は入札公告（説明書）に定める競争参加資格要件を満たした施工実績でなければならない。

記載した工事の「契約書類の写し（契約書、特記仕様書、設計図等の工事内容を確認できる部分）」及びコリンズに登録されている場合は「工事カルテ（完了時）の写し」を添付すること。

契約書類の写し及びコリンズへの登録内容で、上表「工事諸元等」に記載の内容が確認できない場合は、その確認に必要な書類を添付すること。

記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。

同種工事の施工実績が複数の工事となる場合は、本様式「様式 2（施工実績）」を工事ごとに 1 枚作成すること。

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号  
住所  
会社等名  
役職等  
氏名 1

印

担当者名  
TEL  
FAX  
E-mail

〔改善<sup>2</sup>〕技術提案書（1 / 2）

工事名) 札幌自動車道 銭函 I C 改築工事

平成 00 年 00 月 00 日付け東高北支技契第 00 号により、貴社から通知がありました「競争参加資格確認結果通知書」に基づき、技術提案書を提出します。

記

1. 技術提案の有無

本線に近接して施工する狭小部盛土工に関する品質管理の留意点	技術提案 有り	技術提案 無し
本線に近接して施工する函渠工に関する安全管理の留意点	技術提案 有り	技術提案 無し

《記載上の注意事項》

技術提案書の提出を行う場合は「有り」に、技術提案書の提出を行わず設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合は「無し」に を付すこと。

2. 技術提案が「有り」の場合で不採用の場合における、標準案での施工意志の有無

本線に近接して施工する狭小部盛土工に関する品質管理の留意点	標準案での施工意志 有り	標準案での施工意志 無し
本線に近接して施工する函渠工に関する安全管理の留意点	標準案での施工意志 有り	標準案での施工意志 無し

《記載上の注意事項》

技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には「有り」に、技術提案が採用されない場合においても標準案に基づいて施工する意思がない場合には「無し」に を付すこと。

- 1 : 「氏名」の欄には、法人代表者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であれば構わない。  
2 : 改善技術提案書を提出する場合は、表題の〔 〕を外し「改善技術提案書」とする。



平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 1

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

### 机上説明参加申込書

工事名) 札幌自動車道 銭函 I C 改築工事

平成 28 年 3 月 31 日付けで入札公告のありました、標記工事における机上説明の参加を希望  
しますので、本申込書を提出いたします。

1) 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であれば構わない。

見積書の提出

【交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書」とすること】

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住 所

会社等名

役 職 等

氏 名 <sup>1</sup>

印

担当者

T E L

F A X

E-mail

平成 28 年 3 月 31 日付けで入札公告のありました札幌自動車道 銭函 I C 改築工事に係る入札前価格交渉対象項目の見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 見積書

2. 添付書類

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	名称	単位	数量	単価（円）	金額（円）

内 訳

（単位当り）

区分	名称	規格	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費							
合計							
1 単位当りの金額							

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで頁番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. )、物価資料(H . 月版)(P. )、  
協力会社からの見積(P. )、取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月)、協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. )、リース会社からの見積(P. )  
における頁番号を記載する

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、  
その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料（様式自由）

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

見積書（諸経費）

会社等名：\_\_\_\_\_

番号	項目番号	名称	内訳	単位	数量	単価（円）	金額（円）
		諸経費	a) 共通仮設費（交渉対象）	式	1		
			b) 現場管理費（交渉対象）	式	1		
			c) 一般管理費等( 交渉対象外 )	式	1		
		諸経費	計(a+b)	式	1		

《記載上の注意事項》

諸経費の共通仮設費及び現場管理費とは、土木工事共通仕様書（平成 27 年 7 月）1-34 に記載の内容とする。  
 見積書の積上げ根拠資料は、入札前価格交渉時に持参するものとする。積上げ根拠様式は、任意とする。  
 見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料（様式自由）

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

単価表の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号  
住所  
会社等名  
役職等  
氏名 1

印

工事名) 札幌自動車道 銭函 I C 改築工事

提出書類  
・単価表

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支社長・営業所長など)であれば構いません。

《単価表の提出に係る留意事項》

本工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する「単価表」の提出を求める。

提出された「単価表」を確認し、入札者に対する指示書[13] に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。

必要に応じて、提出された「単価表」のヒアリングを求めることがある(入札者に対する指示書[13]を参照のこと)。



諸 経 費 内 訳 書

会社等名： \_\_\_\_\_

工事名) 札幌自動車道 銭函 I C 改築工事

内 訳	金 額 (円)	摘 要
諸 経 費 合 計		
共 通 仮 設 費		交渉対象
現 場 管 理 費		交渉対象
一 般 管 理 費 等		

1:本資料は、入札書と併せて提出するものとする。

2:本資料は、入札時の参考資料であり、契約図書としない。

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号  
住所  
会社等名  
役職等  
氏名 1

印

## 単価協議後の単価表の提出について

工事名) 札幌自動車道 銭函 I C 改築工事

入札者に対する指示書[13]又は[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、札幌自動車道 銭函 IC 改築工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名

2. 当該案件の公告日

3. 疑問内容

以 上

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であれば構いません。

落札者の決定結果に対する説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日付で通知された、札幌自動車道 銭函 I C 改築工事の落札者の決定結果について、  
下記のとおり説明を求めます。

記

1 . 工事名

2 . 当該案件の公告日

3 . 疑問内容

以 上

1 : 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であれば構いません。

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 札幌自動車道 銭函 I C 改築工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。